

2013 年度海外制度調査

# フィリピンにおける建設工事の制度

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

マニラ事務所

## 目次

<b>I. 民間企業向け工事への外国企業の参入規制</b> .....	1
1. 法的規制（商法、外国人事業法、建設業法）.....	1
(1) 外資に対する規制.....	1
(2) 建設業者の分類と建設業許可.....	1
2. 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無.....	3
3. 契約及び施工に関する条件、規制、必要とされる資格.....	4
(1) 建設業許可申請時に必要な会社および従業員の資格、経験.....	4
(2) 契約・履行.....	5
(3) 施工.....	5
4. その他：契約、会社の形態および人材派遣の方法とその可否.....	5
(1) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約をし、現地工事業者に下請けを行う場合.....	5
(2) 期間限定のいわゆるプロジェクトオフィス制度の有無、適用条件.....	5
(3) 非居住者が出張で作業を行う事を前提とした請負契約の締結可否、就労許可の取得方法.....	6
<b>II. 民間企業向け工事、作業契約履行の方法</b> .....	7
1. 受注、履行の為の現地拠点の種類とその設立手続き及びメリット・デメリット.....	7
2. 受注、履行の際に企業として必要とされる資格.....	7
3. 履行後、着工、竣工時に必要とされる手続きおよび許可.....	7
(1) 着工前.....	7
(2) 工事着工後.....	8
(3) 竣工時.....	9
<b>III. 税制度</b> .....	10
1. 税制度.....	10
2. 投資優遇措置の利用.....	10
3. 恒久的施設（Permanent Establishment：PE）認定の基準.....	10
4. 海外企業の直接受注時の納税手続き.....	11
<b>IV. その他留意点・参考情報</b> .....	12
1. EPA、租税協定との整合性.....	12
2. 関係法令、法改正の動き等.....	12
<b>V. 問い合わせ先リスト（名称、連絡先、URL）</b> .....	13

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## I. 民間企業向け工事への外国企業の参入規制

### 1. 法的規制（商法、外国人事業法、建設業法）

#### (1) 外資に対する規制

フィリピンにおける建設事業に対する規制は、公共工事と民間工事で外資の投資規制が異なる。外国投資法に基づく第9次ネガティブリストにおいて、以下に該当する場合は外資が25%以下に制限されている。

- ・ 国内で資金供与される公共事業の建設および修理契約（CA541 号第1条、LOI630）
- ・ 防衛関連施設の建設契約（CA541 号第1条）

ただし、General License を取得することにより外資100%も可能である（1-2. a. 参照）。

- a. BOT 法（共和国法第7718号）に基づくインフラ開発プロジェクト
- b. 外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクト（共和国法第7718号第2条(a)項）

一方、民間工事は、1998年にネガティブリストから除外されたため、外資に対する規制はない。上記第9次ネガティブリストに抵触しない限り、外資100%の企業の建設業への参入は可能だが、実際の運用上は、建設業免許法（共和国法第4566号）の施行および建設産業庁（Construction Industry Authority of the Philippines : CIAP）決議において一般建設業許可発給の条件が外資40%以下とされているため、建築業許可の取得が必要なフィリピンにおいては外資40%以下の現地法人がGeneral License を取得する（I. 2. b. を参照）ことにより民間工事に参入できる。

外資比率にかかわらず、フィリピン国内で事業を行う全ての建設業者は証券取引委員会（SEC）へ登録しなければならない。

#### (2) 建設業者の分類と建設業許可

##### ① 建設業者の分類

建設業免許法（共和国法第4566号）第9条は建設業者を以下のとおり3つに分類している。

##### 1) General Engineering Contractor

特別の知識と技術が必要とされる事業に携わるもの。

事業例：道路、高速道路、歩道、橋の建設、灌漑、洪水対策事業、ダム、貯水池、トンネルの建設、港湾工事

##### 2) General Building Contractor

一般的な建物の建設に携わるもの

事業例：建物、工業施設の建設、下水設備、下水処理施設および処理システムの建設

水処理施設およびその処理システムの建設、公園、娯楽施設の建設

### 3) Specialty contracting

特殊な技術を要求される事業分野であり熟練技術や特殊機器の使用が主事業であるもの。

事業例：基礎工事、構造用鋼、コンクリート成形、コンクリート圧縮、配管工事、衛生工事、電気工事、機械工事、機械工事（換気、冷却設備設置）、機械工事（エレベーター、コンベヤー設置）、防火工事、防水工事、塗装工事

以上の種別は建設業者の経験と実績によって決められ、ひとつの業者が複数の種別に登録することもできる。さらに、General Engineering Contractor、General Building Contractor、Specialty contracting は資本金、設備額、実績、技術者の熟練度によってそれぞれ6ランクに分類される。これらの種別およびランクによって許可が発給され、許可のランクによって受注対象金額が制限されている。具体的な内容は、フィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board：PCAB）のウェブサイト及び通達を参照。

フィリピン建設業許可委員会（PCAB）ウェブサイト：

<http://pcametro.ph>

2009年PCAB通達第1号：

“Allowable Ranges of Contract Costs and SLPC/TRR”，Circular No.001, series of 2009  
[http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableForms/2ndstage\\_arcc.pdf](http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableForms/2ndstage_arcc.pdf)

## ②建設業許可

建設業免許法（共和国法第4566号）に基づき、全ての建設業者はフィリピン建設業許可委員会（PCAB）が発給する許可を取得しなければならない。許可の種類にはRegular LicenseとSpecial Licenseの2種類があり、年に一度の更新が義務付けられている。また、雇用している技術者が登録する業種において3年以上の経験を持っていることがライセンス取得の条件となっている。

### 1) Regular License

外資40%以下の国内企業に発給される。ライセンスに登録された事業に従事できる。

### 2) Special License

合弁企業（ジョイントベンチャー）、共同企業体、外国建設業者、プロジェクト所有権者を対象に発給され、国際入札案件のような単発または特殊個別事業ごとに発給される。

Special License は入札前に取得しておくことが必要である。

フィリピン国内の建設事業を請け負いたい外国企業（外資比率 40%を超える）は、入札参加前に Special License を取得することが義務付けられている。Special License はプロジェクト単位で発給され、以下の条件を満たすプロジェクトに対して発給される。

- ・ 海外資金、国際基金、または国際入札を必要とするプロジェクト、またはフィリピン政府と海外または国際財務機関の二者間協定によって外国企業の参加が認められているプロジェクト
- ・ BOT 法または共和国法第 6957 号に規定される類似の計画のもとに発注されるプロジェクト

上記プロジェクトを請け負いたい外国企業は本国に会社の実態があること、フィリピン国内に支店または子会社を持ち、証券取引委員会 (SEC) に登録していることが条件である。

以上より、外資 40%を超える外国企業が取得できる許可は Special License であり、このライセンスは海外資金、または国際入札、BOT 法に基づくプロジェクトのみ請け負うことが出来る。民間工事を請け負いたい場合は General License の取得が必要となり、このライセンスの発給は外資比率 40%以下の法人に限られているため、現地法人の設立が必要である。

## 2. 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無

現地企業とパートナーシップを結ぶにあたり特に決まった制度、規制はなく、二者間で合意する内容に従う。Civil Code と呼ばれる民法に記載されている Partnership についての項目と、これまでの判例を参考にして契約内容が取り決められる。ジョイントベンチャーを形成する場合も特に決まった規制や法律はなく、ジョイントベンチャーはパートナーシップの一種として取り扱われている。パートナーシップまたはジョイントベンチャーにて新しく作られた会社は SEC に登録する。前述したように、外国企業にとって請け負う事業が公共事業か民間事業かで取得しなければならない建築許可が決まり、かつ取得する免許によって認められる外資比率が決まっているため、請け負いたい事業によって現地企業と外資比率 40%以下の合弁会社を設立する必要が生じる。

- a. 国際入札案件のような単発または特殊個別事業を請け負う場合  
必要なライセンス：Special License  
現地企業とのパートナーシップ：ジョイントベンチャー（外資 40%以上可）、共同企業体
- b. 一般の工事を請け負う場合

必要なライセンス：General License

免許発給に外資比率 40%以下の制限があるため、フィリピン国内の企業とパートナーシップを結び、外資比率を 40%以下に抑える。

### 3. 契約及び施工に関する条件、規制、必要とされる資格

民間工事を受注契約するには、上記に述べたようにフィリピン国内での建設業ライセンス、General License の取得が必須である。まずは、工事を受注する前の建設業許可申請の段階で要求される資格・条件を述べ、その後契約、施工時に関する条件、規制を述べる。

建設事業に関する法律、規則は大きく分けて以下の 2 つである。

- ・ フィリピン建築基準法 (National Building Code、大統領令第 1096 号)
- ・ 建設業免許法 (共和国法第 4566 号)

建設全般に関する規制・規則や着工前に取得が必要な許認可などはフィリピン建築基準法に定められている。一方、建設業者に要求される資格・条件などは建設業免許法で定められている。

#### (1) 建設業許可申請時に必要な会社および従業員の資格、経験

工事請負にあたり、契約前に建設業許可を取得していることが必須であり、許可の種別、ランクによって受注できる工事の種別、金額が決められている。格付けが高い企業は資本金が大きく、技術力があると見なされ、建設業許可が会社の技術力保証の一端を担う。ここでは会社と従業員に要求される資格・経験について述べる。詳しい申請方法および必要書類は建設業許可委員会が発行している申請用紙を参照のこと。

- ・ 申請者（企業代表者）は建設業で 2 年以上の経験を持ち、建設業法、労働安全衛生法に関する法令を理解していること。
- ・ 取締役会によって事業責任者（Authorized Managing Officer：AMO）を選出すること。この責任者は建設事業で管理責任者として 2 年以上の経験を持つ者で、申請するライセンスで請け負う建設事業の全てに責任を持つ。事業責任者は上級管理職から選出し、一般的な仕事において意思決定の権限を持たされており、建設法、労働法その他法律を理解しているものであること。
- ・ 事業責任者は 2 日間の建設業責任者講習を終了していること。
- ・ 事業責任者は 40 時間の労働安全衛生講習を終了していること。
- ・ 取締役会によって申請建設業種の専門性と技術力を保証する適格な技術者（Sustaining Technical Engineer：STE）を社内から 1 名選出すること。選出する技術者は技士や管理技士などの国家資格を有し、申請する建設業種にて 3 年以上の経験

がありこと。（申請する業種での経験が無い場合は、異なる建設業種にて管理職として4年以上の経験があること）

詳細は、フィリピン建設業許可委員会（PCAB）が発行する建設業免許法に基づくルールと規則（Rules and Regulations promulgated under RA4566）の第4節（Section 4）を参照のこと。

建設業免許法に基づくルールと規則：

<http://pcametro.ph/pcab/wp-content/uploads/2012/04/RulesRegulationsRA4566.pdf>

## **(2) 契約・履行**

契約および履行に関しては建設産業庁（CIAP）が民間工事統一約款（Uniform General Conditions of Contract for Private Construction, CIAP Document 102）を制定している。この約款では、契約書に明記される内容の他、請負代金の支払い方法、契約内容の変更、施工者の責任範囲・履行保証・ボンド、問題が起こった場合の仲裁方法などが定められている。民間工事の契約書に定型はないが、フィリピン国内の日系企業の場合は日本の標準契約書を英訳して使用する、非日系企業の場合は弁護士を間に入れて条件を決めるなどの方法が一般的に用いられており、契約書に定められる条件、規制に従う。

## **(3) 施工**

施工に関する規制・規則は、建築基準法に定められている。着工前には建設場所の地方自治体の許可を取得する必要がある。着工前に取得が必要な許認可については後で述べる。建築基準法遵守に加え、工事現場の安全管理についても工事請負業者の義務とされ、1998年の労働雇用省令第13号（Department Order No. 13）で定められる労働安全衛生に関するガイドラインの遵守と実施が求められる。

## **4. その他：契約、会社の形態および人材派遣の方法とその可否**

### **(1) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約をし、現地工事業者に下請けを行う場合**

この契約形態は不可である。主契約者は、フィリピン国内に拠点をもち、証券取引委員会（SEC）に登録した企業であり、かつフィリピン建設業許可委員会（PCAB）から建設業許可を取得していなければならないため、現地に拠点を持たない非居住者が主契約を交わすことは不可能である。

### **(2) 期間限定のいわゆるプロジェクトオフィス制度の有無、適用条件**

民間工事の受注を目的とした場合、期間限定のプロジェクトオフィス制度はない。Special License を取得して受注する国家プロジェクト等においては、期間限定のプロジェ

クトオフィスを設置することが可能である。その場合であっても、SECに登録したベースとなるフィリピン国内拠点が必要である。それ以外の場合は、フィリピン国内に外資40%以下の現地法人を設立し、建築業許可を取得していることが前提となる。

### **(3) 非居住者が出張で作業を行う事を前提とした請負契約の締結可否、就労許可の取得方法**

非居住者が出張で作業を行うことは可能であるが、その場合も請負契約はSECに登録、フィリピン建設業許可委員会(PCAB)よりライセンスを取得した会社が雇用契約を結ぶことが求められる。日本から技術者、現場監督として出張者を派遣する場合は、現地法人が受け入れ側となり、出張者の就労許可、滞在ビザを取得する。

フィリピン国内で報酬を得る外国人は、移民局から就労ビザ(Working Visa)と雇用労働省から外国人雇用許可証(Alien Employment Permit: AEP)を取得しなければならない。非居住者が出張で作業を行う場合、出入国管理法(The Philippine Immigration Act of 1940)第9条(g)項Pre-arranged Employee Visaに基づいて発給される通称9(g)と呼ばれるビザの取得が適切である。

## II. 民間企業向け工事、作業契約履行の方法

### 1. 受注、履行の為の現地拠点の種類とその設立手続き及びメリット・デメリット

100%外資建設業者の民間工事への参入は法律上では可能であり、100%子会社でも営業可能である。しかしながら、建設業許可の発給が外資 40%以下の現地法人に限られているため、民間工事を受注するには現地法人の設立が必要である。

現地法人の設立手続きについてはジェトロウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細」及び証券取引委員会（SEC）のホームページを参照のこと。

ジェトロウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細」：

[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/ph/invest\\_09/pdfs/phi\\_kaisyasetsuritsu130529.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/ph/invest_09/pdfs/phi_kaisyasetsuritsu130529.pdf)

証券取引委員会（SEC）ウェブサイト：

<http://www.sec.gov.ph/>

### 2. 受注、履行の際に企業として必要とされる資格

I. 3. で述べたように、民間工事を受注するには、General License の取得が必要である。建設業許可は工事種別（土木工事、建築工事など）によって分類され、さらに種別内でも会社の資本金、技術力にランク分けされている。許可証のランクによって受注対象金額が決められている。

民間工事においても入札の形態が取られることもあるが、国家プロジェクトと異なり特定のルールは存在しない。発注者が提供する入札案内および契約書に工事内容と要求条件が記載されており、その内容に従う。履行に関しては、建設産業庁（CIAP）が定める民間工事統一約款に基本的なガイドラインは記載されているが、実際の工事内容、担保金金額などの詳細な取り決めは発受注者間で取り決めた契約書に記載される内容に従う。

### 3. 履行後、着工、竣工時に必要とされる手続きおよび許可

#### (1) 着工前

##### ① 工事実施に関する許可の取得

工事を着工するにあたり、事前に地方自治体などから建設許可（Building Permit）と呼ばれる許可を取得する必要がある。Building Permit は土木、電気、内装工事など、必要な工事に対して出される許可の総称であり、工事現場を管轄する市役所、自治体で取得する。許可に関する規則は、国が発効している大統領令第 1096 号（National Building Code, PD No. 1096）に基づいて地方自治体が定めているが、それぞれの自治体によって規則が異なるため各市役所への確認が必要である。Building Permit は市役所の担当技術者（City Engineer）によって査定後発給され、この許可を取得していないと工事を開始することは

きない。通常、請負業者が必要書類を作成し、施主に署名をしてもらう。一般的な Building Permit 取得に必要な書類は以下である。

- 1) 登記証明書 (Transfer Certificate of Title : TCT または Original Certificate of Title : OCT)
- 2) 固定資産税申告書
- 3) 直近の納税証明書
- 4) 公証済み賃貸契約書または譲渡書 (Deed of Absolute Sale) (申請する土地、建物が登記簿の登録者と異なる場合)
- 5) 工事内容を明記した書類 (a から g の項目についてそれぞれの許可が発行される)
  - a. 建築工事 (Architectural documents)
  - b. 土木工事 ((Civil/Structural documents)
  - c. 電気工事 (Electrical documents)
  - d. 空調工事 (Mechanical documents)
  - e. 衛生工事 (Sanitary documents)
  - f. 配管工事 (Plumbing documents)
  - g. 電子機器工事 (Electronics documents)
  - h. 測地 (Geodetic documents)
  - i. その他政府機関から取得必要な許可 (環境庁、労働雇用省など)

5) に示した書類の内容については、Building Code Rule III、Section301、302 に詳しく述べられている。Building Permit 申請に必要な書類が揃った後、市役所で審議、許可発行へと至る。

## ②労働安全衛生規則の作成

労働安全衛生基準の観点から、労働雇用省令第 13 号「建設現場における労働安全衛生ガイドライン」に則り、建設業者は工事現場における安全衛生自社規則を作成し、事前に労働雇用省傘下の労働環境局 (Bureau of Working Condition) に承認を受けておく必要がある。このガイドラインでは職場で安全衛生管理者を 1 名選出し、全ての従業員に対して安全衛生講習を実施することとなっている。工事現場の安全衛生基準が規則に違反している場合は、労働雇用省が工事の中止を命じ、違反内容が建設業免許発行機関であるフィリピン建設業許可委員会 (PCAB) へ通達される。

## (2) 工事着工後

工事発注者および受注者は、国家資格を持つ建築士または土木技士を常駐させ立会検査を行い工事の進捗を業務管理日誌に付けることが義務付けられている。この業務日誌は工事完了後、占有許可証の申請に必要なである。

また、安全衛生委員会を現場内に設置し、月に一回、事故発生調査を行い労働雇用局に報告する。

### (3) 竣工時

工事完了後、施主は地方自治体または工事を管轄する機関に占有許可 (Occupancy Permit) を申請する。占有許可証の発行には、工事進捗管理日誌、変更点を反映させた竣工図、および建物検査証と共に、国家資格を持った建築士または技師による署名入りの工事完了証明書の提出が必要であり、それらの書類は工事請負業者が作成、提供する。提出された工事完了証を元に最終的な建物検査を地方自治体が行い、その後防火局による防火設備の審査を通過した後、占有許可証が発行される。

万が一、発受注者間でクレームなどの問題が発生した場合は、建設業仲裁法 (Construction Industry Arbitration Law, Executive Order No.1008) に準拠して解決される。この省令によれば、建設関連の紛争は、建設産業庁 (CIAP) の下部組織である建設業仲裁委員会 (Construction Industry Arbitration Commission : CIAC) が管理し、同委員会が認証する仲裁人によって仲裁裁判が開かれる。

### III. 税制度

#### 1. 税制度

法人に対する税の規則は事業所の形態によって異なる。フィリピン会社法に基づき設立された現地法人、外国法人の支店、駐在員事務所などがそれらの形態である。このうち、現地法人と支店はフィリピン国内で所得を得る活動が認められているが、駐在員事務所は認められていない。よって駐在員事務所は法人所得税を支払う必要がない。

一方、現地法人と支店はフィリピン国内で所得を得ているので法人所得税の対象となる。民間工事を受注出来る外資 40%以下の現地法人に対する税金はフィリピン国内企業と同様の規則が適用される。

フィリピンの税制は主に国税と地方税に分類され、主に以下のような種類に分かれている。

国税：所得税（法人所得税、個人所得税）、付加価値税、関税、相続・贈与税、パーセンテージ税、物品税、印紙税、キャピタルゲイン税など  
地方税：固定資産税、不動産取引税、事業税

フィリピン国内法人の法人所得税の課税率は 30%、付加価値税（VAT）は 12%である。その他諸税の税率、および納付方法は内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue：BIR）のウェブサイト参照のこと。

内国歳入庁（BIR）ウェブサイト：

<http://www.bir.gov.ph/>

#### 2. 投資優遇措置の利用

フィリピン政府の投資委員会（BOI）は、BOI 登録企業に対して優遇措置を付与する。BOI 登録できる要件を満たし、投資委員会が発表する投資優先計画（Investment Priority Plan：IPP）に記載されているプロジェクトの事業形態であれば、法人所得税の支払いが 4 年間免除されるなどの税制面での優遇措置が受けられる。2012 年版の IPP（2012 年 6 月 13 日発効）には PPP を含むインフラストラクチャがリストに含まれており、これに該当する民間企業からの工事受注で BOI 登録が認められれば優遇措置が受けられる。

#### 3. 恒久的施設（Permanent Establishment：PE）認定の基準

6 カ月を超えて存在する建設現場および事務所は恒久的施設とみなされ、フィリピン国内で得た所得は課税対象となる。

#### 4. 海外企業の直接受注時の納税手続き

建築業許可発給の制限から、民間工事受注においてフィリピン国内に拠点のない海外企業が直接受注することは規則上不可能である。現地法人が直接受注した場合の納税手続きは、フィリピン国内企業と同様であり、内国歳入庁（BIR）の定める手続きに従って納税する。

#### IV. その他留意点・参考情報

##### 1. EPA、租税協定との整合性

フィリピンと日本の間には、日本・フィリピン経済連携協定、ASEAN経済連携協定の2つの経済連携協定（EPA）が締結されている。フィリピンに輸入する際にこれらのEPA特惠関税の適用を受ける場合、輸出者は日本商工会議所から特定原産地証明の発給を受け、協定に基づいた手続きを行う必要がある。

また、フィリピンと日本は日比租税条約を締結している。フィリピン現地法人から日本国内の親会社へ配当、利子、ロイヤリティを支払う場合、通常であれば課税率はそれぞれ30%であるが、租税条約により税率は10%となる。しかし、この10%の税率を適用するには、事前に内国歳入庁（BIR）に適用申請をしなければならない。

##### 2. 関係法令、法改正の動き等

民間工事は許可取得に関して外資40%以下という制限が存在するという現状を受け、2013年1月、建設産業庁（CIAP）の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会（PCAB）が諮問委員会を開き、外国企業に対する建設業許可発給の要件改定について検討が進められている。

## V. 問い合わせ先リスト (名称、連絡先、URL)

### 【管轄機関および官庁】

- 貿易産業省 (Bureau of Import Services, Department of Trade and Industry : DTI)  
Address : 361 Trade and Industry Building , Sen. Gil J. Puyat Ave. , Makati City,  
Philippines 1200  
Tel : +63-2-751-0384 Fax: +63-2-895-6487  
Web : <http://www.dti.gov.ph>
- 建設産業庁 (Construction Industry Authority of the Philippines : CIAP)  
Address : 5F, Executive Center Bldg. , 369 Gil Puyat Ave. , cor. Makati Ave. , Makati  
City  
Tel : +63-2-895-4424/+63-2-895-6826 Fax: +63-2-897-9336  
E-mail : [ciapdti@yahoo.com](mailto:ciapdti@yahoo.com)
- フィリピン建設業許可委員会 (Philippine Contractors Accreditation Board : PCAB)  
Address : 5F Executive Building Center, 369 Sen. Gil J Puyat Ave. , Makati City  
1209  
Tel : +63-2-895-4258 Fax : +63-2-895-4220  
E-mail : [pcabphil@yahoo.com](mailto:pcabphil@yahoo.com)  
Web: <http://pcametro.ph/pcab/>
- 労働雇用省 (Department of Labor and Employment : DOLE)  
Address : Department of Labor and Employment (DOLE) Building, Muralla Wing cor.  
General Luna St. , Intramuros, Manila, 1002, Philippines  
Tel : +63-2-527-8000  
Web : <http://www.dole.gov.ph/>
- 労働雇用省メトロマニラオフィス (DOLE National Capital Region Office : DOLE-NCR)  
Address : DOLE-NCR Building, 967 Maligaya St. , Malate Manila  
Tel : +63-2400-6242 Fax : +63-2-400-6241  
E-mail : [ncr@dole.gov.ph](mailto:ncr@dole.gov.ph)  
Web: <http://ncr.dole.gov.ph/>

- 労働雇用省労働環境局 (Bureau of Working Conditions : BWC, DOLE)  
 Address : 3F DOLE Building, Muralla cor. Gen. Luna Streets Intramuros, Manila  
 Tel : +63-2-527-3000 local 307 to 303 Fax : +63-2-527-3478  
 Email : [askbwc@gmail.com](mailto:askbwc@gmail.com)  
 Web : <http://www.bwc.dole.gov.ph/>
- 証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : SEC)  
 Address : SEC Building, EDSA, Greenhills, Mandaluyong City  
 Tel : +63-2-584-0923  
 相談窓口 (Public Information and Assistance Hotline)  
 Tel : +63-2-584-1119  
 会社登録課 (Company Registration and Monitoring Department)  
 Tel : +63-2-584-5811 Fax : +63-2-584-5319  
 Web : <http://www.sec.gov.ph/>

【関連団体】

- 建築協会 (Professional Regulatory Board of Architecture : PRBoA)  
 Address : Professional Regulatory Board of Architecture (PRBoA) c/o Office of the  
 Assistant Secretary Professional Regulation Commission (PRC)  
 3/F PRC Main Building P. Paredes St. cor. N. Reyes St., Sampaloc, Manila,  
 Philippines 1008  
 Tel : +63-2-735-1533  
 Email : [prboa.ph@gmail.com](mailto:prboa.ph@gmail.com)  
 Web : <http://www.architectureboard.ph/>

フィリピンにおける建設工事の制度

2014年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.